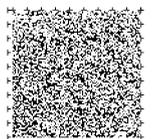


参考資料

目次	
1 策定体制・策定の経過	…176
2 アンケート結果	…177
3 要綱と名簿	…189
4 成年後見制度の利用の促進に関する法律	…191
5 用語解説	…196



1 策定体制・策定の経過

(1) 策定体制

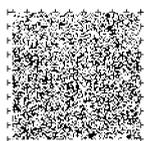
「成年後見制度利用促進に関する懇談会」

名古屋市における成年後見制度の一層の利用促進に活用するため、成年後見制度に関する有識者の意見を聴取する場

(2) 策定の経過

	時期	内容
平成30年	平成30年6月11日	【平成30年度第1回懇談会】 成年後見制度の利用促進について
	平成30年8月28日	【平成30年度第2回懇談会】 成年後見制度実態調査の実施について ・アンケート（案） 中核機関等が担うべき具体的機能について ・広報機能 ・相談機能
	平成30年9月14日～ 11月2日	支援者向け、家族向け、受任者向けの3つのアンケートを実施
	平成30年12月18日	【平成30年度第3回懇談会】 成年後見制度実態調査について ・アンケート調査 実施結果（速報） 中核機関等が担うべき具体的機能について ・成年後見利用促進機能
	平成31年3月25日	【平成30年度第4回懇談会】 中核機関等が担うべき具体的機能について ・後見人支援機能 ・地域連携ネットワークの仕組み 成年後見制度利用促進基本計画の骨子（案）について
令和元年度	令和元年6月10日	【令和元年度第1回懇談会】 成年後見制度利用促進計画の素案について
	令和元年9月10日	【令和元年度第2回懇談会】 成年後見制度利用促進計画（案）について
	令和2年1月～2月	パブリックコメントによる意見募集

※令和2年3月に予定していた令和元年度第3回懇談会は中止



2 アンケート結果

計画策定にあたり、本市における成年後見制度のニーズや課題等を把握するため、関係者向けに調査を行いました。

支援者、家族、受任者がそれぞれの立場において、成年後見制度のニーズや課題等をどのように捉えているかを調査するため、支援者向け、家族向け、受任者向けの3つのアンケートを実施しました。

実施時期

平成30年9月14日～11月2日

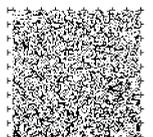
調査対象者

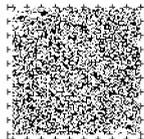
アンケート種別	対象者
支援者向け	いきいき支援センター、居宅介護支援事業所 特別養護老人ホーム、老人保健施設、認知症グループホーム 介護付有料老人ホーム、障害者基幹相談支援センター 特定相談支援事業所、障害者支援施設 病院・診療所
ご家族向け	認知症の人と家族の会愛知県支部 会員（名古屋市在住） 名古屋手をつなぐ育成会 会員 名古屋市精神障害者家族会連合会 会員 蒼の会 会員 愛知県自閉症協会・つぼみの会 会員
受任者向け	弁護士、司法書士、社会福祉士、 行政書士、税理士、社会保険労務士、 法人後見実施団体

配布・回収状況

アンケート種別	配布数	回収数	回収率
支援者向け	1,520	940	61.8%
ご家族向け	1,601	549	34.3%
受任者向け※	1,556	280	18.0%

※受任者向けについては、名古屋市内で後見活動を行っている専門職を特定することが出来ないため、各専門職団体を通じて協力可能な範囲で依頼したものであり、名古屋市外で活動している方や後見活動を行っていない方も配布対象者に含みます。





成年後見制度に関するアンケート結果（支援者向け）

③ 平成30年8月末現在、利用者（名古屋市内）は何人ですか。

53,130人

④ ③のうち、判断能力が不十分なため、下表の項目に該当し、成年後見制度の検討が必要だと思われる方は何人いますか。

4,165人

※ 既に、成年後見制度を利用している方を除きます。

【該当する方がいる場合】どの項目に当てはまりますか。（複数回答可）

項目	人数
1 診療契約やサービス利用契約を理解できず、支援が進まない。	2,091
2 不動産の処分や遺産分割協議など、日常的な金銭管理を超える法律行為を行えない。	2,487
3 過去に消費者被害に遭ったことがある、又は現に悪徳業者につきまわっている。	195
4 金銭管理や資産管理（土地や建物・有価証券など）が適切にできない。	3,248
5 税金や施設利用料・その他借金を現に滞納しているが、適切に対応できていない。	462
6 商品を次々購入する等、収入に見合った適切な支出ができていない。	566
7 預金や年金を取り上げられる等、虐待を受けている又は疑いがある。	164
8 必要な医療・介護・福祉サービスの全部又は一部を拒否している。（セルフネグレクト）	221
9 その他困難な状況があるが、適切に対応できていない。	583

② 成年後見制度について相談があった場合、制度の説明をすることができますか。

区分	回答数	回答割合
できる	189	20.1
多少はできる	626	66.6
できない	80	8.5
回答なし	45	4.8
合計	940	100

（参考）事業所ごとの回答（④の内訳）

区分	0人	1~3人	4~6人	7~9人	10人以上	回答数計	人数計
いさいき支援センター	6	12	4	2	2	26	92
居宅介護支援事業所	168	200	60	8	31	467	1,171
特別養護老人ホーム	44	27	2	2	9	84	555
介護老人保健施設	31	13	1	1	6	52	350
認知症高齢者グループホーム	87	19	4	2	11	123	255
介護付有料老人ホーム	37	13	1	0	9	60	288
障害者基幹相談支援センター	3	8	2	2	1	16	51
特定相談支援事業所	23	22	6	0	20	71	1,159
障害者支援施設	3	2	5	1	4	15	158
病院・診療所	8	4	1	1	2	16	49
回答なし	2	4	3	0	1	10	37
合計	412	324	89	19	96	940	4,165

⑤ ④のうち、本人の意向等を踏まえて、成年後見制度の申立を準備・検討している方はいますか。

区分	回答数	回答割合
いる	165	17.5
いない	606	64.5
回答なし	169	18.0
合計	940	100

(いる場合) 何人いますか。

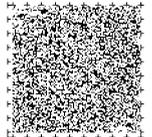
245人

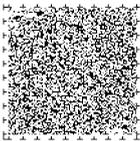
⑥ 成年後見の申立支援を行うにあたり、どのような点で苦労したことがありますか。

区分	回答数	回答割合
申立に関わったことがない。	336	35.7
誰に申立を行ってもらうのか悩んだ。(本人・親族・市長)	171	18.2
本人や親族に、成年後見制度の必要性について説明するのに苦労した。	222	23.6
申立資料の書類が煩雑で、本人や親族ではできず、苦労した。	140	14.9
市長申立をするのに苦労した。	80	8.5
誰を成年後見人等候補者とすればよいのか分からず、苦労した。	74	7.9
診断書を作成する医師へ、本人の生活状況がうまく伝えられず、苦労した。	34	3.6
親族が非協力的又はトラブルがあり、支援を行うのに苦労した。	141	15.0
相談や申請機関などがよく分からなかった。	75	8.0
その他(主な回答：・診断書の作成など、お金がかかった。)	67	7.1
回答なし	155	16.5

⑦ 成年後見の申立をしない又は躊躇する理由はどのようなことがありますか。

区分	回答数	回答割合
対象となる方を担当したことがない。	170	18.1
本人にとって成年後見制度の利用が適切かどうか判断できない。	254	27.0
後見人(保佐人、補助人を含む。以下、同じ。)が選任されるまで時間がかかる。	207	22.0
誰が後見人になるか分からないことに不安がある。	153	16.3
後見人が本人の意思や希望を反映した支援をしてくれるか不安がある。	195	20.7
後見人は一度選任されたら、判断能力が回復しない限り、本人が亡くなるまで続く。	85	9.0
後見報酬の支払いが、本人への負担になる。	283	30.1
権利擁護センターの日常生活自立支援事業(金銭管理・財産保全)で、対応できる。	233	24.8
いわゆる「身元保証団体」を紹介することで、対応している。	302	32.1
その他(主な回答：・家族が代理することができずから、)	73	7.8
回答なし	96	10.2





③ 後見人（保佐人、補助人を含む。以下、同じ。）と一緒に利用者の支援に関わったことがありますか。

区分	回答数	回答割合
ある	497	52.9
ない	415	44.1
回答なし	28	3.0
合計	940	100

「ある」と回答された方は、⑨、⑩の設問にお答えください。
「ない」と回答された方は、⑪の設問にお答えください。

⑨ 後見人と一緒に支援ができて良かったことはありますか。
(複数回答可)

区分	回答数	回答割合
安心して契約ができた。	270	54.3
利用料などの滞納の心配がない。	305	61.4
債務整理や遺産分割協議をすることができ、本人の生活が安定した。	99	19.9
悪徳商法や親族等からの権利侵害から守ることができた。	123	24.7
本人の支援について相談できる。	253	50.9
本人の意思を尊重したサービス利用等の提案があった。	89	17.9
入院など、緊急時の対応をしてくれる。	243	48.9
亡くなった後の相談ができる。	152	30.6
その他（主な回答：金銭管理や料金支払が適切にできる。）	19	3.8
回答なし	6	1.2

⑩ 後見人と一緒に支援をして困ったことはありますか。
(複数回答可)

区分	回答数	回答割合
連絡が取れない。	53	10.7
本人に会いに来ない。	101	20.3
支援の方針決定について、本人や他の支援者の意見が反映されない。	39	7.8
申立理由とした課題が、なかなか解決しない。	18	3.6
財産の管理以外は福祉関係者に委ねられ、関心がない。	143	28.8
後見人の仕事ではないと断られることがある。	119	23.9
どこまで、何をお願いでできるかが、分からない。	172	34.6
後見人の活動に疑問があるが、相談先が分からない。	39	7.8
その他（主な回答：・困ったことはない。 ・医師行為について判断してもらえない。）	94	18.9
回答なし	99	19.9

⑪ その権利擁護に関して、普段の支援の中で困ることはありますか。
(複数回答可)

区分	回答数	回答割合
身寄りがない方などに任意後見制度を案内したいが、制度の内容が分からない。	163	17.3
親族後見人からの相談を受けるが、答えられない。	42	4.5
意思決定支援がうまくできない。	195	20.7
成年後見人等が選任されるまでや、権利擁護センターの契約締結までの期間、どこまで支援するべきか悩む。	278	29.6
権利擁護の課題に関する支援の必要性が判断できない。 (アセスメントができない。どの支援を使えばよいか分からない。)	95	10.1
本人の判断能力に問題はないが、身寄りがないことを理由に、病院や施設から身元保証人を求められる。	313	33.3
その他（主な回答：・特になし。 ・成年後見も権利擁護センターも時間がかかる。）	82	8.7
回答なし	257	27.3

【施設・病院の支援者の方のみ、ご回答お願いいたします】

① 施設・病院での支援の中で、家族等に求めるものは何ですか
(複数回答可)

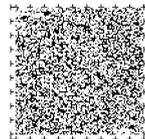
区分	回答数	回答割合
入院・入所時の身元保証	213	60.9
医療機関から説明を受けること・医療同意	199	56.9
身の回りの支援（必要物品の調達、洗濯、心理的支援）	150	42.9
金銭管理・費用の支払い	203	58.0
急変・死に時の対応	212	60.6
その他（主な回答：日常的な相談や話し合い）	7	2.0
回答なし	120	34.3

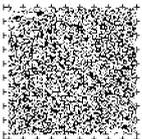
② 身寄りのない方は、①について、どのように対応していますか。
(複数回答可)

区分	回答数	回答割合
身元保証団体を案内している。	149	42.6
家族等に求めるものについて、個別に対応を行っている。	77	22.0
その他（主な回答： <small>施設で可能な限り支援する。</small> 身寄りのない方がいない。）	31	8.9
回答なし	123	35.1

③ 身元保証人がいないことを理由に入院や入所、サービスの提供を断ってはいけないうこと知っていますか

区分	回答数	回答割合
知っている	145	41.5
詳しくは知らなかった	60	17.1
知らなかった	22	6.3
回答なし	123	35.1
合計	350	100





成年後見制度に関するアンケート結果（ご家族向け）

① 成年後見制度について、どの程度ご存じですか。

区分	回答数	回答割合
よく知っている	41	7.5
知っている	309	56.3
あまり知らない	172	31.3
全く知らない	22	4.0
回答なし	5	0.9
合計	549	100

② 成年後見制度の研修に参加したことがありますか。

区分	回答数	回答割合
ある	264	48.1
ない	279	50.8
回答なし	6	1.1
合計	549	100

③ ご家族について、判断能力が不十分なことに伴う支援が必要だと感じたことはありませんか。

区分	回答数	回答割合
ある	334	60.9
ない	212	38.6
回答なし	3	0.5
合計	549	100

【ある場合】それはどのようなことですか。

※ 成年後見制度を利用している方は申立の理由となった項目を選択して下さい。

(複数回答可) n = 334

区分	回答数	回答割合
契約内容が分からず、契約できない。	158	47.3
遺産分割協議をする必要がある。	54	16.2
利用料などを滞納している、支払いができない。	26	7.8
必要な医療・サービスを拒否している。	18	5.4
悪質な訪問販売の被害に遭った。	24	7.2
他の親族等から、財産隠蔽・経済的虐待を受けている。	9	2.7
不動産などの重要財産の処分ができない。	92	27.5
銀行でのお金の出し入れやお金の管理に不安がある。	224	67.1
支援している親族が高齢となり、将来が不安になった。	144	43.1
その他（主な回答：本人が勝手に契約してきてしまう。、）	40	12.0
回答なし	8	2.4

【ない場合】その理由はどのようなことですか。

(複数回答可) n = 212

区分	回答数	回答割合
家族が代理することができずから。	153	72.2
重要な法律行為を行う必要がないから。	38	17.9
財産が多額ではないから。	63	29.7
ある程度の支援があれば本人ができるから。	64	30.2
権利擁護センターの金銭管理・財産保全サービスを利用しているから。	0	0
その他（主な回答：まだ、本人が未成年であるため。、）	15	7.1
回答なし	11	5.2

「ある」と回答された方は、引き続き④の設問にお答えください。

「ない」と回答された方は、⑤の設問にお進みください。

④ ③について、必要だと感じられた結果、成年後見制度を利用しましたか。

区分	回答数	回答割合
はい	30	9.0
いいえ	299	89.5
回答なし	5	1.5
合計	334	100

「はい」と回答された方は、ひきつき⑤の設問にお答えください。

「いいえ」の方は、③の設問にお進みください。

⑤ 申立はどのように行いましたか。

区分	回答数	回答割合
本人による申立て	4	13.3
親族による申立て	22	73.4
市長による申立てを依頼した	1	3.3
回答なし	3	10.0
合計	30	100

⑥ 申立を行うにあたり、どのような点で苦労しましたか。

(複数回答可)

区分	回答数	回答割合
誰が申立をするか悩んだ。	4	13.3
本人に、成年後見制度の必要性について説明するのに苦労した。	6	20.0
申立資料の作成が煩雑で、苦労した。	15	50.0
誰を成年後見人等候補者とすればよいのか分からず、苦労した。	5	16.7
診断書を作成する医師へ、本人の生活状況がうまく伝えられず、苦労した。	3	10.0
申立費用や後見報酬の負担をどうするか悩んだ。	2	6.7
他の親族が非協力的又はトラブルがあり、話を進めるのに苦労した	2	6.7
相談や申請機関などがよく分からない。	3	10.0
その他(主な回答：・特になし、申立を専門職に依頼した。)	6	20.0
回答なし	4	13.3

⑦ 申立の結果、誰が後見人(保佐人・補助人を含む。以下、同じ。)になりましたか。

(複数回答可)

区分	回答数	回答割合
親族	17	56.7
弁護士	5	16.7
司法書士	0	0
社会福祉士	1	3.3
市民後見人	0	0
法人後見	3	10.0
その他(回答：知人。)	2	6.7
回答なし	3	10.0

ご親族が「親族後見人」になった場合⇒ひきつき⑧、⑨の設問にお答えください。

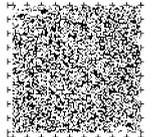
ご親族以外の方が後見人になった場合⇒⑩の設問にお進みください。

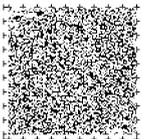
親族後見人になった方にお聞きします。

⑧ 後見人になって良かったことはどのようなことですか。

(複数回答可)

区分	回答数	回答割合
法定代理人として契約や各種手続きを行えるので、安心できる。	11	64.7
利用料などの滞納の心配がない。	4	23.5
本人の意思を尊重した支援をすることができる。	5	29.4
悪徳商法や他の親族等からの権利侵害から守ることができた。	4	23.5
その他(回答：特になし。)	3	17.6
回答なし	2	11.8





⑨ 後見人になって困ったことはどういうことですか。

(複数回答可) n = 17

区分	回答数	回答割合
後見人として何をやればよいか、分からない。	2	11.8
成年後見制度についての相談窓口が分からない。	2	11.8
後見監督人とうまく連携できない。	2	11.8
家庭裁判所に提出すべき報告書作成が煩雑で、一人では難しい。	6	35.3
本人財産からの支出が制約される。(家族のために使えないなど)	7	41.2
その他(主な回答：特になし。 特になし。一定額以上の支出は裁判所へ連絡が必要など、制約が多い。)	6	35.3
回答なし	4	23.5

⑩の設問にお進みください。

⑦でご家族以外が後見人なった方にお聞きします。

⑩ 後見人と一緒に利用者の支援に関わったことがありますか。

区分	回答数	回答割合
ある	8	72.7
ない	2	18.2
回答なし	1	9.1
合計	11	100

「ある」と回答された方は、ひきつき ⑪、⑫の設問にお答えください。

「ない」と回答された方は、⑮の設問にお進みください。

⑪ 後見人と一緒に支援ができて良かったことはどういうことですか。

(複数回答可) n = 8

区分	回答数	回答割合
安心して契約ができた。	4	50.0
利用料などの滞納の心配がない。	4	50.0
債務整理や遺産分割協議をすることができ、本人の生活が安定した。	1	12.5
悪徳商法や他の親族等からの権利侵害から守ることができた。	0	0
本人の支援について相談できる。	5	62.5
本人の意思を尊重したサービス利用等の提案があった。	5	62.5
入院など、緊急時の対応をしてくれる。	4	50.0
亡くなった後の相談ができる。	3	37.5
その他(回答：心配することがなくなった。)	1	12.5
回答なし	0	0

⑫ 後見人と一緒に支援をして困ったことはどういうことですか。

(複数回答可) n = 8

区分	回答数	回答割合
連絡が取れない。	0	0
本人に会いに来ない。	1	12.5
支援の方針決定について、本人や家族の意見が反映されない。	0	0
申立理由とした課題が、なかなか解決しない。	0	0
後見人の仕事ではないと断られることがある。	0	0
どこまで、何を願ってできるのかが、分からない。	1	12.5
後見人の活動に疑問があるが、相談先が分からない。	0	0
本人のために、お金を使ってくれない。	0	0
後見報酬が高い。	1	12.5
その他(回答：後見人に医療同意権がないこと。 本人が後見人を嫌っている。)	2	25.0
回答なし	4	50.0

⑮の設問にお進みください。

④で「いいえ」とお答えした成年後見制度の申立てを行わなかった方にお聞きします

⑬ どのような方法をとりましたか。
(複数回答可) n = 299

区分	回答数	回答割合
権利擁護センターの日常生活自立支援事業（金銭管理・財産保全）を利用した。	3	1.0
民間の身元保証や金銭管理等のサービスを利用した。	0	0
いきいき支援センター・障害者基幹相談支援センターに相談した。	9	3.0
すぐに権利擁護支援が必要ない、と判断した。	141	47.2
対応を検討中。もしくは対応に困っている。	74	24.7
その他（主な回答：・家族で支援を行うことにした。 ・制度を知らないのと、伺っていない。）	53	17.7
回答なし	42	14.0

⑭ 成年後見の申立てをしない理由はどのようなことですか。
(複数回答可) n = 299

区分	回答数	回答割合
本人が申立てに同意しない。	18	6.0
本人にとって成年後見が必要か判断できない。	74	24.7
申立費用の負担が困難。	29	9.7
どのように申立準備したらいいかわからない。	59	19.7
後見報酬が必要になるから。	49	16.4
後見人が決まるまで時間がかる。	15	5.0
誰が後見人になるかわからないことに不安がある。	90	30.1
後見人が本人の意思や希望を反映した支援をしてくれるか不安がある。	114	38.1
後見人が本人に寄り添った身上監護をしてくれるか不安がある。	115	38.5
後見人は一度頼んだら、断ることができない。	82	27.4
本人の財産を、有効に活用できなくなる。（家族のために使えないなど）	51	17.1
検討の結果、家族の支援で対応できると判断した。	78	26.1
権利擁護センターの日常生活自立支援事業（金銭管理・財産保全）の利用で、対応できた。	3	1.0
その他（主な回答：・制度の内容がわからないため。 ・まだ、本人が未成年であるため。）	31	10.4
回答なし	43	14.4

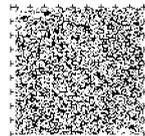
みなさんにお聞きします

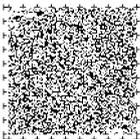
⑮ その他権利擁護に関して、普段の支援の中で困ることはどうのことですか。
(複数回答可) n = 549

区分	回答数	回答割合
自分が元気なうちは家族として支援し、支援できなくなった場合の対応を決めておきたいが、どこに相談したらいいかわからない。	339	61.7
本人の今後のために、任意後見制度を検討したいが、利用方法が分からない。	107	19.5
意思決定支援がうまくできない。	86	15.7
成年後見人等が選任されるまでや、権利擁護センターの契約締結までの期間、どうするべきか悩む。	59	10.7
その他（主な回答：・困っていない。 ・成年後見や権利擁護センターについて、勉強する機会がない。）	111	20.2
回答なし	68	12.4

(参考) 回答数内訳

区分	回答数
認知症の人と家族の会愛知県支部	67
名古屋手をつなぐ育成会	258
名古屋市精神障害者家族会連合会	154
蕨の会	20
愛知県自閉症協会・つぼみの会	50
合計	549





成年後見制度に関するアンケート結果（受任者向け）

① あなたの所属はどちらですか。

区分	回答数	回答割合
弁護士会	12	4.3
司法書士会	66	23.6
社会福祉士会	95	33.9
行政書士会	14	5.0
税理士会	54	19.3
社会保険労務士会	23	8.2
法人後見実施団体	7	2.5
回答なし	9	3.2
合計	280	100

② 成年後見制度の利用促進について、法律や国の基本計画をどの程度ご存知ですか。

区分	回答数	回答割合
よく知っている	35	12.5
知っている	161	57.5
あまり知らない	77	27.5
全く知らない	6	2.1
回答なし	1	0.4
合計	280	100

③ 成年後見制度利用促進計画（国の基本計画）における、チームや地域連携ネットワークはご存知ですか。

区分	回答数	回答割合
よく知っている	27	9.6
知っている	130	46.5
あまり知らない	107	38.2
全く知らない	13	4.6
回答なし	3	1.1
合計	280	100

④ 平成30年8月末現在、名古屋市の方を受任しているケースは何件ですか。

(後見人等) 503人 (後見監督人等) 35人
 (任意後見人) 58人 (任意後見監督人) 10人

(注) 後見人等：後見人、保佐人、補助人
 後見監督人等：後見監督人、保佐監督人、補助監督人

⑤ 今後、何人程度まで受任が可能ですか。 998人

④現在の受任件数の内訳

区分	後見人等	後見監督人等	任意後見人	任意後見監督人	回答数
弁護士	38	7	0	3	12
司法書士	139	27	2	6	66
社会福祉士	109	0	1	0	95
行政書士	0	0	1	0	14
税理士	5	1	2	0	54
社会保険労務士	18	0	0	0	23
法人後見	129	0	1	1	7
回答なし	65	0	51	0	9
合計	503	35	58	10	280

⑤受任可能件数の内訳

区分	0人	1~3人	4~6人	7~9人	10人以上	回答数	件数合計
弁護士	2	4	5	0	1	12	43
司法書士	17	20	15	3	11	66	289
社会福祉士	26	49	13	2	5	95	257
行政書士	1	6	5	1	1	14	54
税理士	35	16	2	0	1	54	48
社会保険労務士	8	12	0	0	13	23	54
法人後見	2	1	1	0	3	7	137
回答なし	5	1	1	0	2	9	116
合計	96	109	42	6	27	280	998

⑥ 後見人等として就任依頼があった際、受任が困難と思われたことはありませんか。

区分	回答数	回答割合
ある	128	45.7
ない	128	45.7
回答なし	24	24.0
合計	280	100

「ある」と回答された方は、⑦の設問にお答えください。
「ない」と回答された方は、⑧の設問にお進みください。

⑦ 受任が困難と思われた理由はどのようなことですか。

(複数回答可)

区分	回答数	回答割合
既に複数受任しており、これ以上受任できない。	25	19.5
報酬が見込めない。	43	33.6
本人の財産管理上の課題が多く、一人では対応しきれない。	40	31.3
本人の身上監護上の課題が多く、一人では対応しきれない。	54	42.2
親族間に複雑なトラブルを抱えており、一人では対応しきれない。	45	35.2
支援者間で対立があり、どの支援者と連携すればよいか分からない。	11	8.6
その他(主な回答：他の業務が多忙のため、此種に不可能なため。)	39	30.5
回答なし	0	0

⑧ 後見業務を行う上で、難しいと感じることはどのようなことですか。

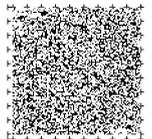
(複数回答可)

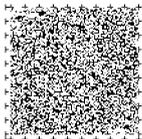
区分	回答数	回答割合
他の業務で忙しく、家族や支援者との話し合いに参加する時間が持てない。	86	30.7
支援者と意見が合わず、支援方針を共有することができない。	33	11.8
後見人の業務の範囲を超えた役割を期待され、対応できない。	116	41.4
連携先が分からない。	17	6.1
本人の意思を確認するのが難しい。	65	23.2
本人との信頼関係を構築するのが難しい。	40	14.3
難しいと感じることはない。	13	4.6
その他(主な回答：親族との関係性の構築、後見業務の経験がない。)	49	17.5
回答なし	37	13.2

⑨ 後見業務を行う上で困った時の相談先はどこですか。

(複数回答可)

区分	回答数	回答割合
所属団体の成年後見制度相談窓口	142	50.7
家庭裁判所	140	50.0
成年後見あんしんセンター	24	8.6
他の専門職後見人団体	32	11.4
相談したことがない	34	12.1
その他(主な回答：同業者(同じ専門職) 困った案件について相談できる専門職(違う専門職))	45	16.1
回答なし	23	8.2





⑩ 後見業務を行う上で、親族や支援者と連携したことがありますか。

区分	回答数	回答割合
ある	171	61.1
ない	74	26.4
回答なし	35	12.5
合計	280	100

「ある」と回答された方は、⑪、⑫の設問にお答えください。
「ない」と回答された方は、⑬の設問にお進みください。

⑪ どのような支援者と連携していますか。
(複数回答可)

区分	回答数	回答割合
親族	143	83.6
いざい支援センター	35	20.5
障害基幹相談支援センター	46	26.9
ケアマネジャー	83	48.5
介護サービス事業所	75	43.9
入所施設	100	58.5
病院	74	43.3
民生委員	20	11.7
行政	55	32.2
その他（主な回答：・アパートの管理人、 ・権利擁護関係のNPO法人。）	13	7.6
回答なし	1	0.6

⑫ どのように連携していますか。
(複数回答可)

区分	回答数	回答割合
ケース会議に参加している。	82	48.0
ケアマネジャーやサービス事業所と連絡をとり、サービス内容について相談している。	112	65.5
親族に対し、定期的に本人や財産管理などの状況を報告している。	80	46.8
自治会などの地域の話し合いの場に参加している。	1	0.6
本人の状態に変化があった場合、対応について一緒に考える。	123	71.9
その他（主な回答：入居先の看護師等のスタッフと定期的に打合せ。） 相談や昇進について、家族と相談している。）	7	4.1
回答なし	6	3.5

⑬ 専門職後見人から市民後見人や親族等（家族会等が設立した法人を含む）へのリレーについてどのように考えられますか。

区分	回答数	回答割合
専門職後見人が関与すべき課題が解決したら、積極的に市民後見人や親族等にリレーすることが望ましい。	46	16.4
家庭裁判所が後見人を選任する段階で、リレーを予定する市民後見人や親族等をあらかじめ複数後見人として選任し、専門職後見人が関与すべき課題が解決したら専門職後見人が辞任することが望ましい。	56	20.0
専門職後見人が関与すべき課題が解決した段階で、本人との関係がうまくいかないなど、後見人の交代が適当なケースについては、市民後見人や親族等にリレーすることが望ましい。	35	12.5
家庭裁判所が専門職後見人を選任した案件については、引き続き、専門職後見人が後見業務を担うことが望ましい。	59	21.1
その他（主な回答：ケースバイケース）	51	18.2
回答なし	33	11.8
合計	280	100

成年後見制度利用促進に関する懇談会開催要綱

(趣 旨)

第1条 成年後見制度に関する有識者の意見を聴取し、名古屋市における成年後見制度の一層の利用促進に活用するため、「成年後見制度利用促進に関する懇談会」(以下「懇談会」という。)を開催する。

(構 成)

第2条 懇談会は、次に掲げるもののうちから健康福祉局長が指名するものにより構成する。

- (1) 成年後見人等の活動に関して高度な知識及び経験を有する者
- (2) 高齢者・障害者の相談支援に関して高度な知識及び経験を有する者
- (3) 福祉団体関係者

(座 長)

第3条 懇談会の座長は、構成員の互選により決定する。

2 座長は、懇談会の議事を進行する。

(会議の公開)

第4条 原則として公開する。ただし、健康福祉局長が必要と認めるときは、非公開とすることができる。

(謝 金)

第5条 懇談会への出席に対する謝金の額は、1回11,600円とする。

(守秘義務)

第6条 構成員は、懇談会において知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(庶 務)

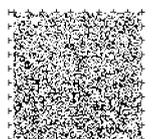
第7条 懇談会の庶務は、健康福祉局高齢福祉部地域ケア推進課において処理する。

(雑 則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関して必要な事項は、健康福祉局長が定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。



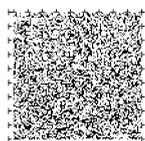
成年後見制度利用促進に関する懇談会委員名簿

氏名	所属
熊田 均	愛知県弁護士会
奥村 倫子	愛知県司法書士会
宮崎 靖	愛知県社会福祉士会
増田ちづ子	愛知県行政書士会
井上 新	名古屋税理士会 ※令和元年8月まで
小林 直樹	名古屋税理士会 ※令和元年9月から
伊藤 光江	愛知県社会保険労務士会
岡田ひろみ	特定非営利活動法人蒼の会
平野 和彦	名古屋市社会福祉協議会地域福祉推進部
羽田 明史	北区障害者基幹相談支援センター
近藤 芳江	名古屋市介護サービス事業者連絡研究会
小林 哲朗	愛知県医療ソーシャルワーカー協会
尾之内直美	認知症の人と家族の会愛知県支部
永田さよ子	名古屋手をつなぐ育成会
堀田 明	名古屋市精神障害者家族会連合会

(敬称省略)

【オブザーバー】

名古屋家庭裁判所



4 成年後見制度の利用の促進に関する法律

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、認知症、知的障害その他の精神上の障害があることにより財産の管理又は日常生活等に支障がある者を社会全体で支え合うことが、高齢社会における喫緊の課題であり、かつ、共生社会の実現に資すること及び成年後見制度がこれらの者を支える重要な手段であるにもかかわらず十分に利用されていないことに鑑み、成年後見制度の利用の促進について、その基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及び基本方針その他の基本となる事項を定めること等により、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「成年後見人等」とは、次に掲げる者をいう。

- 一 成年後見人及び成年後見監督人
- 二 保佐人及び保佐監督人
- 三 補助人及び補助監督人
- 四 任意後見人及び任意後見監督人

2 この法律において「成年被後見人等」とは、次に掲げる者をいう。

- 一 成年被後見人
- 二 被保佐人
- 三 被補助人

四 任意後見契約に関する法律（平成十一年法律第百五十号）第四条第一項の規定により任意後見監督人が選任された後における任意後見契約の委任者

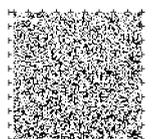
3 この法律において「成年後見等実施機関」とは、自ら成年後見人等となり、又は成年後見人等若しくはその候補者の育成及び支援等に関する活動を行う団体をいう。

4 この法律において「成年後見関連事業者」とは、介護、医療又は金融に係る事業その他の成年後見制度の利用に関連する事業を行う者をいう。

(基本理念)

第三条 成年後見制度の利用の促進は、成年被後見人等が、成年被後見人等でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障されるべきこと、成年被後見人等の意思決定の支援が適切に行われるとともに、成年被後見人等の自発的意思が尊重されるべきこと及び成年被後見人等の財産の管理のみならず身上の保護が適切に行われるべきこと等の成年後見制度の理念を踏まえて行われるものとする。

2 成年後見制度の利用の促進は、成年後見制度の利用に係る需要を適切に把握すること、市民の中から成年後見人等の候補者を育成しその活用を図ることを通じて成年後見人等となる人材を十分に確保すること等により、地域における需要に的確に対応することを旨として行われるものとする。



3 成年後見制度の利用の促進は、家庭裁判所、関係行政機関（法務省、厚生労働省、総務省その他の関係行政機関をいう。以下同じ。）、地方公共団体、民間の団体等の相互の協力及び適切な役割分担の下に、成年後見制度を利用し又は利用しようとする者の権利利益を適切かつ確実に保護するために必要な体制を整備することを旨として行われるものとする。

（国の責務）

第四条 国は、前条の基本理念（以下単に「基本理念」という。）にのっとり、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、成年後見制度の利用の促進に関する施策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（関係者の努力）

第六条 成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者は、基本理念にのっとり、その業務を行うとともに、国又は地方公共団体が実施する成年後見制度の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（国民の努力）

第七条 国民は、成年後見制度の重要性に関する関心と理解を深めるとともに、基本理念にのっとり、国又は地方公共団体が実施する成年後見制度の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

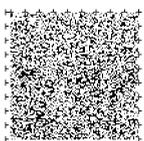
（関係機関等の相互の連携）

第八条 国及び地方公共団体並びに成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施に当たっては、相互の緊密な連携の確保に努めるものとする。

2 地方公共団体は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施に当たっては、特に、その地方公共団体の区域を管轄する家庭裁判所及び関係行政機関の地方支分部局並びにその地方公共団体の区域に所在する成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者その他の関係者との適切な連携を図るよう、留意するものとする。

（法制上の措置等）

第九条 政府は、第十一条に定める基本方針に基づく施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を速やかに講じなければならない。この場合において、成年被後見人等の権利の制限に係る関係法律の改正その他の同条に定める基本方針に基づく施策を実施するため必要な法制上の措置については、この法律の施行後三年以内を目途として講ずるものとする。



(施策の実施の状況の公表)

第十条 政府は、毎年一回、成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施の状況をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

第二章 基本方針

第十一条 成年後見制度の利用の促進に関する施策は、成年後見制度の利用者の権利利益の保護に関する国際的動向を踏まえるとともに、高齢者、障害者等の福祉に関する施策との有機的な連携を図りつつ、次に掲げる基本方針に基づき、推進されるものとする。

一 成年後見制度を利用し又は利用しようとする者の能力に応じたきめ細かな対応を可能とする観点から、成年後見制度のうち利用が少ない保佐及び補助の制度の利用を促進するための方策について検討を加え、必要な措置を講ずること。

二 成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度について検討を加え、必要な見直しを行うこと。

三 成年被後見人等であって医療、介護等を受けるに当たり意思を決定することが困難なものが円滑に必要な医療、介護等を受けられるようにするための支援の在り方について、成年後見人等の事務の範囲を含め検討を加え、必要な措置を講ずること。

四 成年被後見人等の死亡後における事務が適切に処理されるよう、成年後見人等の事務の範囲について検討を加え、必要な見直しを行うこと。

五 成年後見制度を利用し又は利用しようとする者の自発的意思を尊重する観点から、任意後見制度が積極的に活用されるよう、その利用状況を検証し、任意後見制度が適切にかつ安心して利用されるために必要な制度の整備その他の必要な措置を講ずること。

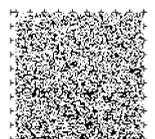
六 成年後見制度に関し国民の関心と理解を深めるとともに、成年後見制度がその利用を必要とする者に十分に利用されるようにするため、国民に対する周知及び啓発のために必要な措置を講ずること。

七 成年後見制度の利用に係る地域住民の需要に的確に対応するため、地域における成年後見制度の利用に係る需要の把握、地域住民に対する必要な情報の提供、相談の実施及び助言、市町村長による後見開始、保佐開始又は補助開始の審判の請求の積極的な活用その他の必要な措置を講ずること。

八 地域において成年後見人等となる人材を確保するため、成年後見人等又はその候補者に対する研修の機会の確保並びに必要な情報の提供、相談の実施及び助言、成年後見人等に対する報酬の支払の助成その他の成年後見人等又はその候補者に対する支援の充実を図るために必要な措置を講ずること。

九 前二号の措置を有効かつ適切に実施するため、成年後見人等又はその候補者の育成及び支援等を行う成年後見等実施機関の育成、成年後見制度の利用において成年後見等実施機関が積極的に活用されるための仕組みの整備その他の成年後見等実施機関の活動に対する支援のために必要な措置を講ずること。

十 成年後見人等の事務の監督並びに成年後見人等に対する相談の実施及び助言その他の支援に係る機能を強化するため、家庭裁判所、関係行政機関及び地方公共団体における必要な人的体制の整備その他の必要な措置を講ずること。



十一 家庭裁判所、関係行政機関及び地方公共団体並びに成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者の相互の緊密な連携を確保するため、成年後見制度の利用に関する指針の策定その他の必要な措置を講ずること。

第三章 成年後見制度利用促進基本計画

第十二条 政府は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、成年後見制度の利用の促進に関する基本的な計画（以下「成年後見制度利用促進基本計画」という。）を定めなければならない。

2 成年後見制度利用促進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 成年後見制度の利用の促進に関する目標

二 成年後見制度の利用の促進に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

三 前二号に掲げるもののほか、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 法務大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、成年後見制度利用促進基本計画を変更しようとするときは、成年後見制度利用促進基本計画の変更の案につき閣議の決定を求めなければならない。

4 法務大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、変更後の成年後見制度利用促進基本計画をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

第四章 成年後見制度利用促進会議

第十三条 政府は、関係行政機関相互の調整を行うことにより、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、成年後見制度利用促進会議を設けるものとする。

2 関係行政機関は、成年後見制度の利用の促進に関し専門的知識を有する者によって構成する成年後見制度利用促進専門家会議を設け、前項の調整を行うに際しては、その意見を聴くものとする。

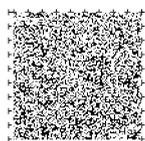
3 成年後見制度利用促進会議及び成年後見制度利用促進専門家会議の庶務は、厚生労働省において処理する。

第五章 地方公共団体の講ずる措置

（市町村の講ずる措置）

第十四条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。



(都道府県の講ずる措置)

第十五条 都道府県は、市町村が講ずる前条の措置を推進するため、各市町村の区域を超えた広域的な見地から、成年後見人等となる人材の育成、必要な助言その他の援助を行うよう努めるものとする。

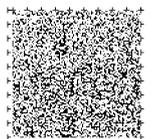
附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三条及び第五条の規定は、同日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

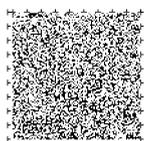
(検討)

第二条 認知症である高齢者、知的障害者その他医療、介護等を受けるに当たり意思を決定することが困難な者が円滑に必要な医療、介護等を受けられるようにするための支援の在り方については、第十一条第三号の規定による検討との整合性に十分に留意しつつ、今後検討が加えられ、その結果に基づき所要の措置が講ぜられるものとする。



5 用語解説

あ	<p>○意思決定支援 (P155 等)</p> <p>認知症や障害などで判断能力が不十分な人について、本人らしい生活を実現するため、必要な情報を提供し、本人の意思や考えを引き出すなどして、本人が自ら意思決定するために必要な支援をすることです。</p>
か	<p>○虐待防止ネットワーク支援会議 (P173)</p> <p>高齢者虐待や障害者虐待の処遇困難ケースについて、行政関係者、居宅介護支援事業者、介護サービス事業者、障害福祉サービス事業者等で構成する会議に、状況に応じて弁護士等のスーパーバイザーの助言を得ながら介入・支援策の検討を行います。</p> <p>○権利擁護支援 (P158)</p> <p>認知症や障害などで判断能力が不十分な人について、個人としての権利を擁護し、本人らしい生活を実現するために必要な支援をすることです。</p> <p>○後見制度支援信託 (P156)</p> <p>被後見人の財産を適切に管理するため、被後見人の財産のうち、日常的な支払に必要十分な金銭を預貯金等として後見人が管理し、通常使用しない金銭を信託銀行等に信託する仕組みです。信託財産の払い戻し等には家庭裁判所の指示書が必要です。</p> <p>○後見報酬 (P162)</p> <p>成年後見制度を利用した場合、後見人等に支払われる報酬です。後見人等が家庭裁判所に報酬付与の申立を行い、家庭裁判所がその後見事務内容や被後見人等の財産を総合的に考慮し、相当と判断した額が被後見人等の財産から支払われます。</p>
さ	<p>○サービス調整会議 (P173)</p> <p>介護保険法や障害者総合支援法にかかる居宅サービスのケアプラン作成に当たり、ケアマネジャーやコーディネーターを中心として、利用者に関わる医療・保健・福祉などのサービス提供者を集め、利用者のサービス提供について話し合い、調整を行います。</p>



さ	<p>○障害者自立支援連絡協議会 (P173) 地域における相談支援事業をはじめとする障害者福祉に関するシステムづくりに関し中核的な役割を果たす協議の場です。</p> <p>○市民後見人 (P165 等) 自治体等が行う養成研修を受講するなどして成年後見人等として必要な知識を得た一般市民のうち、家庭裁判所から成年後見人等に選任されたものです。</p> <p>○親族後見人 (P163 等) 本人の配偶者、親、子、兄弟姉妹その他親族が家庭裁判所から成年後見人等に選任されたものです。</p> <p>○専門職後見人 (P171) 家庭裁判所から成年後見人等に選任された法律や福祉の専門職。弁護士、司法書士、社会福祉士、税理士、行政書士、精神保健福祉士等です。</p>
た	<p>○地域ケア会議 (P173) 各区の地域包括ケアシステム構築の推進母体として、高齢者への適切な支援を図るために必要な検討を行うとともに、高齢者が地域において自立した日常生活を営むために必要な支援体制に関する検討を行います。個別ケース検討会議では、サービス担当者会議等で解決困難な個別ケース事例を多職種で検討し、地域支援ネットワークの構築、高齢者の自立支援に資するケアマネジメント支援、地域課題の把握等を行います。</p>
な	<p>○日常生活自立支援事業 (P170) 知的障害者、精神障害者、認知症高齢者などの判断能力が不十分な人が、地域で安心した生活が送れるように、本人との契約に基づき金銭管理や財産保全、福祉サービス利用契約の援助を行います。名古屋市では、障害者・高齢者権利擁護センター南部・北部・東部事務所において実施しています。</p>
は	<p>○法人後見 (P158 等) 社会福祉法人や社団法人、NPO法人などの法人が家庭裁判所から成年後見人等に選任され、後見業務を行うことです。長期間の継続支援、チーム対応による複合的課題への対応などのメリットがあります。</p>

